

委託契約書

長野県長野養護学校長 藤澤 里美（以下「委託者」という。）と株式会社〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、次の条項により、令和6年度長野養護学校消防用設備等保守点検業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際して知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容を次のとおりとする。

- （1） 業務の名称 令和6年度長野養護学校消防用設備等保守点検業務
- （2） 業務の内容 仕様書のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は〇〇, 〇〇〇円とし、その納付は免除する。

- 2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の要綱に定めない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。
- 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は第3条に規定する委託期間内に成果に関する報告書等を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託料の支払については、第1回 総合点検と、第2回 機器点検・防火対象物定期点検の点検完了ごとに各点検相当額を支払うものとし、それぞれの支払金額は契約金額の範囲内で受託者の請求額とする。

2 委託者は、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失またはき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめ承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第13条 委託者は必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第14条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないと明らかに認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる

者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、委託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第14条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が、暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までに日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第10条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第14条から第14条の4までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 16 条 受託者は、第 14 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 14 条の 2 の第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害賠償が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 17 条 受託者は、この契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 6 年 4 月 ○○ 日

委託者 長野県長野市大字徳間字宮東 1360
長野県長野養護学校
校 長 藤澤 里美 印

受託者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名

消防用設備等定期点検業務仕様書

1 目的

本仕様書は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の保守点検（以下「点検」という。）及び同法第 8 条の 2 の 2 の規定による防火対象物定期点検（以下「定期点検」という。）に際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2 業務の対象

- (1) 所在地 長野市大字徳間字宮東 1360 番地
- (2) 建築物 長野県長野養護学校
校舎（西校舎 A 棟・B 棟・C 棟・D 棟・体育館棟・寄宿舎棟・管理棟・特別
教室棟・東校舎 A 棟・B 棟 RC・LS 造他 地上 2 階）
- (3) 設備等 消防用設備等一覧表のとおり

3 業務の内容

- (1) 消防法 17 条の 3 の 3、同法第 8 条の 2 の 2 の規定による点検等を実施し、消防署への報告書類の作成・代行手続きを行う。また、火災その他により設備が作動した場合、若しくは事故等により機能に支障をきたした場合は、速やかに適切な措置を行うものとする。
- (2) 点検等業務は、消防庁告示の基準に則り行うものとする。なお、業務実施にあたり、施設運営の支障とならないよう、委託者と事前に点検の日程等について調整を行うこと。
 - ・第 1 回 総合点検、機器点検・・・・・・・・・・・・ 7 月～8 月
 - ・第 2 回 機器点検、防火対象物定期点検・・・・・・・・ 3 月
- (3) 上記点検等の結果、機能に支障をきたす事項があると判断したときは、原因を究明し、直ちに委託者に通知のうえ、その指示により速やかな補修その他必要な措置を行うものとする。
- (4) 保守点検、報告書作成・消防署等への代行手続き及び措置に要する費用は受託者の負担とする。ただし、設備の破損、滅失、老朽化等による機器の取替えに要する経費は除く。
- (5) 受託者は委託者から次の故障・緊急対応の連絡がとれる体制を整備し、連絡があったときは速やかに適切な措置を実施すること。
 - ア 火災その他により設備が作動した場合
 - イ 火災受信機が異常・警報を発した場合
 - ウ 事故等により消防用設備等に異常・支障が生じた場合
- (6) 学校及び寄宿舎で行う防災、災害等の訓練に必要な応じて立会い、機器取扱い等について指導を行うこと。

(7) その他

- ① 点検の基準は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」による。
- ② 点検の期間及び点検の方法は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の書類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年消防庁告示 9 号）」による。

4 点検方法

(1) 点検者の資格

「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成 16 年消防庁告示第 10 号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第 31 条の 6 第 6 項に規定する消防設備点検資格者とし、定期点検は防火対象物点検資格者とする。

(2) 消火器具（外観点検及び機能点検）

- ア 製造年から 10 年を経過した消火器（耐圧性能の点検を実施してから 3 年を経過していないものを除く。）は委託者に報告すること。
- イ 外形の点検において本体容器に腐食等が認められた場合は、その扱いについて委託者と協議すること。
- ウ 消火器の内部及び機能の点検に当たり、抜取り数及び放射試験の計画について委託者と協議のうえ決定すること。なお、放射試験をする場合は、薬剤の吸入その他の被害の恐れのある場所で行わないこと。

(3) 動力消防ポンプ設備（総合点検、外観点検及び機能点検）

- ア 動力ポンプの作動状況の確認を行うこと。
- イ ホースの劣化の度合いについても点検すること。
- ウ 総合点検時の放水試験は、委託者と協議のうえ実施のこと。

(4) 自動火災報知設備（総合点検、外観点検及び機能点検）

- ア 自動火災報知機はすべての器具について実際に作動するか点検すること。
- イ 受信機設置場所に 1 人が立会い受信機表示設備に区画ごとに正確に受信されることを確認すること。

(5) 非常放送設備（総合点検、外観点検及び機能点検）

自動火災報知設備に設置されている放送設備について、作動状況を確認すること。

(6) 避難器具（総合点検、外観点検及び機能点検）

避難器具は全器具を点検すること。

(7) 誘導灯（外観点検及び機能点検）

- ア 誘導灯の点灯を確認すること。
- イ 誘導灯の直流点灯（蓄電池）を確認すること。
- ウ 蓄電池不良については速やかに報告すること。
- エ 誘導標式について、設置状況を確認すること。

- (8) 避難器具（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - ア 避難器具は展張し固定器具に固定し点検を実施すること。
 - イ 避難器具の内面も確認すること。
- (9) 非常電源（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - 非常電源は、設置状況及び計器類・変圧器類等の各状態の確認を行うこと。
- (10) 防火戸（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - ア 防火戸は扉毎に点検し、誤作動のないようにすること。
 - イ 受信機に反応する防火戸等は、受信機への反応状況も点検のこと。
- (11) スプリンクラー設備（総合点検、外観点検及び機能点検）
 - 電動機の制御、起動装置、電動機、ポンプ、呼水装置等の作動状況を確認すること。
- (12) 防火対象物定期点検
 - ア 消防法及び同法施行規則第4条の2の6に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施すること。
 - イ 報告書の提出については消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）によること。

5 点検業務にかかる留意事項

- (1) 点検報告書は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」の規定に基づき消防署長へ2部提出し、受理後の副本を委託者に提出すること。
- (2) 各設備点検後は必ず復旧し、設備ごとに点検者名及び点検年月日を記載したシールなどを貼ること。
- (3) 火災報知器以外にも、受信機に通報される設備（防火戸等）については、全てにおいてその連動状況を正確に点検すること。設備の中には設置後相当年数経過しているものがあり、点検に際しては関係設備を熟知した技術者を立ち合わせて実施すること。

6 保守業務及びその他保守業務及びその他

- (1) 受託者は、委託者からの次の故障・緊急対応の連絡が取れる体制を整備し、連絡があったときは速やかに適切な処置を実施すること。
 - ア 火災その他により設備が作動した場合
 - イ 火災受信機が異常・警報を発した場合
 - ウ 事故等により、消防用設備に異常又は支障が生じた場合

消防用設備等一覧表

長野養護学校

点検項目	機器名	数量	点検回数	
			機器点検	総合点検
消火器	外観点検	71本	2	1
スプリンクラー設備	加圧送水装置	1基	2	1
	起動装置	1基	2	1
	ヘッド	308個	2	1
	補助散水栓	2基	2	1
	操作盤	1面	2	1
	流水検知装置	2基	2	1
	圧力スイッチ	1個	2	1
	一斉開放弁	2個	2	1
	表示盤	1個	2	1
	呼水装置	1基	2	1
	送水口	1基	2	1
	電源装置	1基	2	1
	配線点検	1式		1
	連動試験	1式		1
動力消防ポンプ設備	ポンプ	1組	2	1
	内燃機関	1基	2	1
	付属品	1式	2	1
	防火水槽	1式	2	1
	放水試験	1式		1
	ポンプ作動状況	1式		1
自動火災報知設備（校舎）	受信機P-1級（20回線）	1面	2	1
	差動式スポット型感知器	139個	2	1
	補償式スポット型感知器	2個	2	1
	定温式スポット型感知器	22個	2	1
	煙感知器	33個	2	1
	発信機	16個	2	1
	音響装置	16個	2	1
	常用電源（予備電源込）	1台	2	1
	配線点検	1式		1
自動火災報知設備（寄宿舎）	受信機P-2級（20回線）	1面	2	1
	差動式スポット型感知器	69個	2	1
	補償式スポット型感知器	1個	2	1
	定温式スポット型感知器	162個	2	1

検項目	機器名	数量	点検回数	
			機器点検	総合点検
	差動式分布型感知器	7 個	2	1
	煙感知器	20 個	2	1
	発信機	8 個	2	1
	音響装置	12 個	2	1
	常用電源（予備電源込）	1 台	2	1
	配線点検	1 式		1
非常通報装置（寄宿舍）	本体	1 基	2	1
	消防署通報試験	1 式	2	1
	配線点検	1 式		1
避難器具	梯子	1 台	2	1
	すべり台	1 台	2	1
誘導灯	小型・高輝度（20B）	43 台	2	1
	中型	27 台	2	1
	大型	17 台	2	1
	配線点検	1 式		1
防排煙設備（校舎）	連動操作盤	1 面	2	1
	煙感知器	12 個	2	1
	防火扉	6 面	2	1
	配線点検	1 式		1
防排煙設備（寄宿舍）	連動操作盤	1 面	2	1
	煙感知器	8 個	2	1
	防火扉	4 面	2	1
	可動垂れ壁	4 個	2	1
	配線点検	1 式		1